



協会けんぽ適用事業所様各位

健康保険料率変更 ~ 引き上げ ~



協会けんぽの健康保険の保険料率が、H22.3より変更になります。保険料収入が減少した反面、医療費が増大したことを受けて全県で引き上げとなっています。なお、健康保険組合に加入されている事業所様につきましては率が異なりますので、加入されている健康保険組合にてご確認ください。

1. 健康保険料率 (H22.3 ~)

健康保険料率
会社が加入している都道府県を確認!

都道府県名	健康保険率	都道府県名	健康保険率	都道府県名	健康保険率
北海道	9.42%	石川県	9.36%	島根県	9.35%
青森県	9.35%	福井県	9.34%	岡山県	9.38%
岩手県	9.32%	山梨県	9.31%	広島県	9.37%
宮城県	9.34%	長野県	9.26%	山口県	9.37%
秋田県	9.37%	岐阜県	9.34%	徳島県	9.39%
山形県	9.30%	静岡県	9.30%	香川県	9.40%
福島県	9.33%	愛知県	9.33%	愛媛県	9.34%
茨城県	9.30%			高知県	9.38%
栃木県	9.32%	三重県	9.34%	福岡県	9.40%
群馬県	9.31%	滋賀県	9.33%	佐賀県	9.41%
埼玉県	9.30%	京都府	9.33%	長崎県	9.37%
千葉県	9.31%	大阪府	9.38%	熊本県	9.37%
東京都	9.32%	兵庫県	9.36%	大分県	9.38%
神奈川県	9.33%	奈良県	9.35%	宮崎県	9.34%
新潟県	9.29%	和歌山県	9.37%	鹿児島県	9.36%
富山県	9.31%	鳥取県	9.34%	沖縄県	9.33%

従業員負担分 (愛知県)

健康保険: $\frac{46.65}{1000} (= 4.665\%)$ ^

介護保険: $\frac{7.5}{1000} (= 0.75\%)$ ^

上記 健康保険率 の半額となります (残りの半額は事業主が負担)。

2. 計算のしかた

給与 別紙「健康保険・厚生年金保険料額表」参照。

賞与 標準賞与額 () × 従業員負担分 (46.65/1000)。

(標準賞与額 … 賞与総額から 1,000 円未満の端数を切捨てた金額。4/1 ~ 翌 3/31 の累計額の上限は、540 万円まで。)

介護保険料率
1.19% 1.5% ^ (全国一律)

この件に関するお問合せにつきましては、下記の連絡先までお願いいたします。

免責事項 当レポートは、弊法人顧客向けに人事労務の法改正情報や実務などについてご案内しております。内容は発行日時時点の法令に基づきます。当サイトに掲載されている情報・図表・システム等の無断転載は一切禁止します。当サイトに掲載されている情報に基づき発生した損失・損害につきましても、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います。

名南コンサルティング ネットワーク 名南社会保険労務士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮 2-3-18 名南経営本館 3 階

電話 : 052-683-7538 FAX : 052-683-1185

<http://www.meinan.net/column/column.htm>

健康保険・厚生年金保険保険料額表

標準報酬			報酬月額	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	
等級				本人負担分	本人負担分	本人負担分	
健年	月額	日額		4.665% (46.65/1000)	0.75% (7.5/1000)	7.852% (78.52/1000)	
1		58,000	1,930	円以上 ~ 63,000 円未満	2,706	435	
2		68,000	2,270	63,000 ~ 73,000	3,172	510	
3		78,000	2,600	73,000 ~ 83,000	3,639	585	
4		88,000	2,930	83,000 ~ 93,000	4,105	660	
5	1	98,000	3,270	93,000 ~ 101,000	4,572	735	7,695
6	2	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	4,852	780	8,166
7	3	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	5,131	825	8,637
8	4	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	5,505	885	9,265
9	5	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	5,878	945	9,894
10	6	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	6,251	1,005	10,522
11	7	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	6,624	1,065	11,150
12	8	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	6,997	1,125	11,778
13	9	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	7,464	1,200	12,563
14	10	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	7,930	1,275	13,348
15	11	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	8,397	1,350	14,134
16	12	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	8,863	1,425	14,919
17	13	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	9,330	1,500	15,704
18	14	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	10,263	1,650	17,274
19	15	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	11,196	1,800	18,845
20	16	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	12,129	1,950	20,415
21	17	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	13,062	2,100	21,986
22	18	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	13,995	2,250	23,556
23	19	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	14,928	2,400	25,126
24	20	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	15,861	2,550	26,697
25	21	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	16,794	2,700	28,267
26	22	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	17,727	2,850	29,838
27	23	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	19,126	3,075	32,193
28	24	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	20,526	3,300	34,549
29	25	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	21,925	3,525	36,904
30	26	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	23,325	3,750	39,260
31	27	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	24,724	3,975	41,616
32	28	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	26,124	4,200	43,971
33	29	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	27,523	4,425	46,327
34	30	620,000	20,670	605,000 ~ 635,000	28,923	4,650	48,682
35		650,000	21,670	635,000 ~ 665,000	30,322	4,875	
36		680,000	22,670	665,000 ~ 695,000	31,722	5,100	
37		710,000	23,670	695,000 ~ 730,000	33,121	5,325	
38		750,000	25,000	730,000 ~ 770,000	34,987	5,625	
39		790,000	26,330	770,000 ~ 810,000	36,853	5,925	
40		830,000	27,670	810,000 ~ 855,000	38,719	6,225	
41		880,000	29,330	855,000 ~ 905,000	41,052	6,600	
42		930,000	31,000	905,000 ~ 955,000	43,384	6,975	
43		980,000	32,670	955,000 ~ 1,005,000	45,717	7,350	
44		1,030,000	34,330	1,005,000 ~ 1,055,000	48,049	7,725	
45		1,090,000	36,330	1,055,000 ~ 1,115,000	50,848	8,175	
46		1,150,000	38,330	1,115,000 ~ 1,175,000	53,647	8,625	
47		1,210,000	40,330	1,175,000 円以上 ~	56,446	9,075	

上記の「健康保険・厚生年金保険料額表」は、給与から保険料を控除する場合に適用されます。
 健康保険、介護保険のそれぞれにて端数処理を行う場合の保険料表です。
 健康保険組合、厚生年金基金加入の方の保険料率については、それぞれ健康保険組合、厚生年金基金へお問い合わせください。
 「介護保険料」は、40歳以上65歳未満の方からのみ徴収となります。
 賞与に係る保険料について
 ・賞与に係る保険料は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満を切り捨てた額)に保険料率を乗じた額となります。
 ・保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。(上記の「健康保険・厚生年金保険料額表」は使用できません。)
 ・標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は1ヶ月あたり150万円が上限となります。